

令和5年度 輸入食品監視統計

令和6年8月 厚生労働省健康・生活衛生局

令和5年度輸入食品監視統計

令和5(2023)年度の輸入食品の届出件数、輸入重量、検査件数、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)違反件数等の状況は以下のとおりである。

1. 年別の届出・検査・違反状況(表 1,図 1)

令和5年度における食品等(食品、添加物、器具、容器包装又は乳幼児用おもちゃをいう。)の届出件数は2,350,033件であり、届出重量は29,866,575トンであった。

検査は届出件数の 8.5%にあたる 199,272 件について実施されている。内訳は、行政検査 69,744 件(3.0%:総届出件数に対する割合)、登録検査機関検査 152,304 件(6.5%/うち、検査命令 62,333 件)、外国公的検査機関検査 3,494 件(0.1%)である。

このうち 763 件が法違反として、積み戻し、廃棄又は食用外転用等の措置がとられたが、これは届出件数の 0.03%に相当する。

年別輸入・届出数量の推移については、図1のとおり。

2. 検疫所別の届出・検査・違反状況(表 2)

検疫所別に届出件数をみると、東京の 680,754 件(29.0%: 総届出件数に対する割合)が最も多く、次いで大阪の <math>305,504 件(13.0%)、横浜 269,583 件(11.5%)、成田空港 197,208 件(8.4%)、川崎 <math>141,898 件(6.0%)、名古屋 136,252 件(5.8%)、神戸 99,470 件(4.2%)、福岡 98,480 件(4.2%)の順であった。

3. 主な食品衛生法違反事例(表 3,図 2)

法違反となった届出件数 763 件*を条文別にみると、第 13 条違反の 459 件 (60.2%)が最も多く、次いで第6条違反の 224 件(29.4%)、第 12 条違反 39 件 (5.1%)、第 18 条違反 32 件(4.2%)、第 10 条違反8件(1.0%)、第 68 条違反3 件(0.4%)の順であった。

※ 763 件中1件は第6条及び第 13 条違反、1件は第 12 条及び第 13 条違反

条文別食品衛生法違反件数の構成については、図2のとおり。

4. 品目別の届出・検査・違反状況(表 4,図 3)

品目別の届出件数をみると、その他の器具の 272,628 件(11.6%: 総届出件数に対する割合)が最も多く、次いで飲食器具 264,431 件(11.3%)、アルコールを含む飲料 215,701件(9.2%)、生鮮肉類(内臓を含む)187,690件(8.0%)、野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)169,924件(7.2%)、割ぽう具

133,544件(5.7%)であった。

また、違反状況をみると、種実類の72件(9.4%:総違反件数に対する割合)が最も多く、次いで穀類70件(9.2%)、菓子類(冷凍食品を除く)56件(7.3%)、野菜55件(7.2%)、水産動物類加工品(魚類、貝類を除く)および野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)がそれぞれ54件(7.1%)の順であった。品目分類別輸入重量の構成については、図3のとおり。

5. 生産·製造国別の届出·検査·違反状況(表 5,図 4)

国(地域を含む)別の届出件数をみると、中華人民共和国の905,785件(38.5%: 総届出件数に対する割合)が最も多く、次いでフランス 188,383 件(8.0%)、アメリカ合衆国 165,858件(7.1%)、タイ 155,397件(6.6%)、大韓民国 101,656件(4.3%)、ベトナム 101,497件(4.3%)の順であった。

また、違反状況をみると、中華人民共和国の 206 件(27.0%: 総違反件数に対する割合)が最も多く、次いでアメリカ合衆国の 100 件(13.1%)、ベトナム 65 件(8.5%)、インド 54 件(7.1%)、タイ 44 件(5.8%)、イタリア 32 件(4.2%)の順であった。

地域別輸入重量の構成については、図4のとおり。